

## 省エネルギー資材・設備等格付要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、一般社団法人日本施設園芸協会（以下、協会という。）が実施する、省エネルギー資材・設備等（以下、資材・設備等という。）の格付に関し必要な事項を定めるものである。

### (格付を行う設備等)

第2条 この要領における設備等は別表1に定める。

- 2 格付は通常販売品及び申請後6か月以内に販売されることが確実で、次の各号に掲げる要件に適合するものとする。
  - 一 主として園芸施設に用いるものであること。
  - 二 適法に製造されたものであること。

### (格付の内容)

第3条 格付は、第2条に定める設備等について別に定める試験方法で試験を行い、別表2に定める省エネルギー資材・設備等格付基準に基づき行うものとする。

### (格付の申請)

第4条 格付の申請を行おうとするもの（以下、申請者という。）は、別記様式1による省エネルギー資材・設備等格付申請書（以下、申請書という。）を協会に提出しなければならない。

- 2 申請者は、前項の申請書を提出する場合には、当該申請に係る資材・設備等の仕様書、図面及びカタログを添付するものとする。カタログのないものはそれに該当するものを添付する。

### (格付受託の可否の決定)

第5条 協会会長（以下会長という。）は申請書の提出があったときは、協会の業務を勘案して、当該申請に応ずるか否かを決定するものとする。

### (担当者)

第6条 会長は、前条の規定により格付に応ずる決定をしたときは、当該申請に係る担当者を指名するものとする。

### (格付実施計画)

第7条 担当者は、指名されたときは、当該資材・設備等について、試験実施計画を作成し、会長に提出するものとする。

第8条 試験実施計画には、次の事項を定めることとする。

- 一 実施時期
- 二 実施場所
- 三 格付項目及びその方法
- 四 担当職員名

(受託契約)

第9条 会長は、第8条の提出を受けたときは、申請者に、試験実施計画を添えて、格付に応ずる旨を通知するものとする。

第10条 申請者が前条の通知に同意したときは、別記様式2により、資材・設備等格付契約（以下、受託契約という。）を締結するものとする。

(格付試験実施機関など)

第11条 会長は、格付に必要な試験を別に定める機関（以下、試験実施機関という。）または法人に委託する。また、ヒートポンプについては、申請者が自らの試験設備において格付に必要な試験を実施することが出来るものとする。この場合、協会および協会の推薦する者は、協会の申し入れにより格付試験に立ち会えるものとする。

(格付手数料)

第12条 格付手数料は、当該格付の実施に要する経費で別に定める。

- 2 申請者は、受託契約締結後格付開始の前日までに格付手数料を銀行振込みにより協会に納付するものとする。

(資材・設備等の搬入等)

第13条 申請者は受託契約を締結したときは、協会の指定する日までに当該申請に係る資材・設備等を協会の指定する場所に搬入するものとする。

第14条 第14条に係る資材・設備等の荷造り、搬入及び搬出に要する経費は、申請者の負担とする。

(格付)

第15条 会長は、格付試験結果に基づき、格付を行う。

(変更の届出)

第16条 格付を受けた者は、格付の申請事項に変更があったときは、変更のあった日から30日以内に別紙様式3によりその旨を届け出なければならない。

(格付結果の取扱い)

第17条 協会は、決定された格付結果を格付証として申請者に交付するものとする。

- 2 ランク付け等格付試験結果の一部は、原則として公表するものとする。

(格付製品に係る表示)

第18条 格付された資材・設備等については、次に掲げる表示を行うことが出来る。

- 一 「省エネルギー資材・設備等」の文字の表示
- 二 会長が別に定める格付マークの表示

(誤認表示の禁止)

第19条 資材・設備等の格付を受けた製品以外の製品について、前条に定める表示又はこれと誤認されるおそれのある表示を行ってはならない。

(雑則)

第20条 この要領に定めるもののほか、格付業務の実施に必要な事項等は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成20年11月1日から施行する。
- 2 平成21年3月13日 第4条別表2改正
- 3 平成22年7月13日 改正
- 4 平成23年4月27日 改正
- 5 平成25年4月1日 改正

別表 1

種 類	対 象 範 囲
温風暖房機	園芸施設用でA重油を燃料とする定格暖房能力50,000～200,000 kcal/hの床置き式油だきのもの。ただし、JIS S2039(ポット式石油ストーブ)に規定されるものを除く。
ヒートポンプ	施設園芸用途仕様を備えた空冷式のもの。

別表 2

省エネルギー資材・設備等格付基準  
格付基準  
(温風暖房機)

熱効率	等 級
92%以上	特A (☆☆☆☆☆)
88%以上～92%未満	A (☆☆☆☆)
84%以上～88%未満	B (☆☆☆)
80%以上～84%未満	C (☆☆)
80%未満	D (☆)

注) 試験時実暖房能力がメーカー標記暖房能力の95%以上であること。

(ヒートポンプ)

暖房COP		等 級
標準条件と低温条件の平均※	極低温条件	
3.0以上	—	S

※低温条件のみの暖房COPで代用出来るものとする。

室内機の送風機が圧力型の場合、暖房COPに0.2を加算出来るものとする。